

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

経営者反独占コンプライアンス指南  
(国反壟発〔2020〕1号として2020年9月11日発布、同日施行)

## 第1章 総則

### 第1条 目的及び根拠

公平に競争するコンプライアンス文化の育成、反独占コンプライアンス管理制度の確立、独占行為に対する認識の向上、反独占コンプライアンスリスクの防御を経営者に奨励し、経営者の持続的かつ健全な発展を保障し、「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という。)の全面的な実施を促進するために、「独占禁止法」等の法律の規定に基づき、本指南を制定する。

### 第2条 適用範囲

本指南は、「独占禁止法」所定の経営者に適用される。

### 第3条 基本的概念

本指南において「コンプライアンス」とは、経営者及びその従業員の経営管理行為が「独占禁止法」等の法律、法規、規則及びその他の規範的文書(以下併せて「独占禁止法関連規定」という。)の要求に適合していることをいう。

本指南において「コンプライアンスリスク」とは、経営者及びその従業員が反独占コンプライアンスに反する行為によって法的責任を発生させ、又は経済若しくはレピュテーション上の損失及びその他のマイナスの影響をもたらす可能性をいう。

本指南において「コンプライアンス管理」とは、反独占コンプライアンスリスクの予防及び低減を目的とし、経営者及びその従業員の経営管理行為を対象として、制度制定、リスク識別、リスク対応、考課評価、コンプライアンス研修等を含む管理活動を展開することをいう。

### 第4条 コンプライアンス文化の提唱

経営者は、信義誠実を貫き、公平に競争し、良好なコンプライアンス文化を提唱及び育成し、生産経営活動において厳格に法令を遵守し、独占禁止法関連規定の禁止する独占行為への従事を回避しなければならない。

## 第2章 コンプライアンス管理制度

### 第5条 コンプライアンス制度の確立

経営者が反独占コンプライアンス管理制度を確立し、かつ、有効に執行することは、経営管理水準の向上、コンプライアンスリスク発生の回避及び法による経営という良好なイメージの構築の一助となる。

経営者は、業務の状況、規模の大きさ、業界の特性等に基づいて反独占コンプライアンス管理制度を確立し、又は既存のコンプライアンス管理制度において反独占コンプライアンス管理特別業務を展開することができる。

#### 第6条 コンプライアンス承諾

明確でオープンな反独占コンプライアンス承諾を行い、かつ、履行することを経営者の高級管理職に奨励する。相応の反独占コンプライアンス承諾を行い、かつ、履行することをその他の従業員に奨励する。

経営者は、関連する管理制度において、関係者が承諾に違反した場合の結果を明確にすることができる。

#### 第7条 コンプライアンス報告

反独占コンプライアンス管理業務を全面的かつ有効に展開して、コンプライアンスリスクを防御することを経営者に奨励する。経営者は、独占禁止法執行機構に対し、反独占コンプライアンス管理制度及び実施効果を書面により報告することができる。

#### 第8条 コンプライアンス管理機構

反独占コンプライアンス管理部門を確立し、又は反独占コンプライアンス管理を既存のコンプライアンス管理体系に組み入れて、コンプライアンス業務の職責及び責任者を明確にし、反独占に係るコンプライアンス相談、コンプライアンス検査、コンプライアンス報告、コンプライアンス研修、コンプライアンス考課等の内部メカニズムを整備し、経営者及び従業員のコンプライアンスリスクを低減することを、条件を備えた経営者に奨励する。反独占コンプライアンス管理部門及びその責任者は、十分な独立性及び権威性を備えていなければならない。反独占コンプライアンス管理を有効に実施することができる。

#### 第9条 コンプライアンス管理責任者

反独占コンプライアンス責任者は、コンプライアンス管理部門を指導して反独占コンプライアンス管理に対する意思決定層・経営陣の各要求を執行させ、反独占コンプライアンス管理と各業務との関係を調整し、コンプライアンス管理の執行状況を監督する。

反独占コンプライアンス管理部門を指導又は分掌し、コンプライアンス管理の組織実施及び統一的調整業務を担わせることを経営者高級管理職に奨励する。

#### 第10条 コンプライアンス管理職責

反独占コンプライアンス管理部門及びコンプライアンス管理者は、通常の場合、次の各号に掲げる職責を履行する。

- (一) 国内外の独占禁止法関連規定についての検討を強化し、コンプライアンス管理制度の整備を推進し、経営者のコンプライアンス管理に係る戦略目標及び計画等を明確にし、経営者の法による生産経営活動の展開を保障する。

- (二) 経営者内部のコンプライアンス管理に係る規則を制定し、コンプライアンス管理に係る要求及びフローを明確にし、各部門を監督・指導して貫徹実施させ、コンプライアンス要求の各業務領域への浸透を確保する。
- (三) コンプライアンス検査の展開を組織して経営者及び従業員の経営活動及び業務行為のコンプライアンス性を監督、審査及び評価し、コンプライアンスに反する経営行為を遅滞なく制止し、かつ、是正し、違反者に対して責任追及を行い、又は処理提案を申し入れる。
- (四) 業務部門・人事部門を組織し、又はこれらに協力して反独占コンプライアンス教育研修を展開させ、業務部門及び従業員に反独占コンプライアンス相談を提供する。
- (五) 反独占コンプライアンス報告及び記録台帳を確立し、業務部門・人事部門を組織し、又はこれらに協力してコンプライアンス責任を部署の職責及び従業員の業績評価体系に組み入れさせ、コンプライアンス業績指標を確立する。
- (六) 反独占コンプライアンスリスク事件に適切に対応し、資源を組織調整して独占禁止法執行機構が調査を行うのに協力し、かつ、改善措置を遅滞なく制定し、及びその実施を推進する。
- (七) その他経営者の反独占コンプライアンスと関係のある業務  
反独占コンプライアンス管理部門及びコンプライアンス管理者による職責履行のために必要な資源及び保障を提供することを、経営者に奨励する。

### 第3章 コンプライアンスリスクの重点

#### 第11条 独占合意達成の禁止

経営者は、「独占禁止法」第13条及び第14条の禁止する独占合意について、その他の経営者と達成し、又はその他の経営者を組織して達成させてはならない。

独占合意を構成するか否か及び独占合意の具体的な表現形式について、経営者は、「独占禁止法」及び「独占合意禁止暫定規定」により評価及び判断をすることができる。

経営者は、業界協会が組織する独占合意に参加し、又はこれを支持してはならない。

経営者は、行政機関及び法律・法規によって授権された公共事務管理職能を有する組織の行政権力濫用のために独占合意を達成した場合でも、なお法的責任を負わなければならない。

#### 第12条 市場支配地位濫用の禁止

経営者は、市場支配地位を有する場合には、独占禁止法関連規定の禁止する市場支配地位濫用行為に従事してはならない。

経営者が市場支配地位を有するか否か及び市場支配地位濫用行為を構成するか否かについては、「独占禁止法」及び「市場支配地位濫用行為禁止暫定規定」により評価及び判断をすることができる。

#### 第13条 経営者集中の法による実施

経営者は、「独占禁止法」所定の経営者集中行為を実施する場合において、「経営者集中申告標準に関する国務院の規定」第3条所定の申告標準に達するときは、法により事前に独

独占禁止法執行機構に申告しなければならず、申告しない場合には集中を実施してはならない。

経営者集中が「経営者集中申告標準に関する国務院の規定」第3条所定の申告標準に達していない場合には、集中に参加する経営者は、任意で申告を提出することができる。「経営者集中簡易事件の適用標準に関する暫定規定」に適合する経営者集中について、経営者は、簡易事件としての申告を申請することができる。

経営者は、独占禁止法執行機構が法により下した経営者集中審査決定を遵守しなければならない。

#### 第14条 経営者の法的責任

経営者は、「独占禁止法」に違反した場合には、法により相応の法的責任を負わなければならない。

#### 第15条 承諾制度

独占禁止法執行機構が調査する独占の嫌疑のある行為について、独占禁止法執行機構が認める期間内に具体的な措置を講じ当該行為の結果を除去する旨を調査対象の経営者が承諾した場合には、独占禁止法執行機構は、調査の中止を決定することができる。経営者による承諾申請の具体的な適用標準及び手続等については、「独占合意禁止暫定規定」、「市場支配地位濫用行為禁止暫定規定」及び「国務院反独占委員会独占事件経営者承諾指南」を参考とすることができる。

独占禁止法執行機構は、経営者の承諾履行状況に基づき、調査の終了又は調査の再開を法により決定する。

#### 第16条 リニエンシー制度

経営者が自ら進んで独占禁止法執行機構に独占合意達成の関係状況を報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合には、独占禁止法執行機構は、事情を斟酌して、当該経営者に対する処罰を軽減又は免除することができる。経営者によるリニエンシー申請の具体的な適用標準及び手続等については、「独占合意禁止暫定規定」及び「国務院反独占委員会水平的独占合意事件リニエンシー制度適用指南」を参考とすることができる。

#### 第17条 調査への協力義務

経営者及び従業員は、独占禁止法執行機構が独占の嫌疑のある行為に対して法により調査を行うのに協力し、調査を拒絶又は阻害する下記の行為への従事を回避しなければならない。

- (一) 法執行者が経営場所に立ち入ることを拒絶又は阻害する行為
- (二) 関連する文書資料・情報又は文書資料・情報の入手権限の提供を拒絶する行為
- (三) 質問への回答を拒絶する行為
- (四) 証拠を隠匿、廃棄又は移転する行為
- (五) 誤導情報又は虚偽情報を提供する行為
- (六) その他反独占調査を阻害する行為

経営者及び従業員は、独占禁止法執行機構が講ずる事前に通知されない抜打ち調査にお

いて、法執行者に全面的に協力しなければならない。

#### 第18条 国外リスク提示

経営者は、国外において業務を展開する場合には、業務が所在する国又は地域の反独占に関連する法律の規定を把握し、かつ、これを遵守しなければならない。反独占専門弁護士の意見を聞くことができる。経営者は、国外において反独占の調査又は訴訟に遭遇した場合には、独占禁止法執行機構に関係状況を報告することができる。

### 第4章 コンプライアンスリスク管理

#### 第19条 リスク識別

経営者は、自身の規模、所属する業界の特性、市況、独占禁止法関連規定及び法執行環境に基づいて、直面する主な反独占リスクを識別することができる。関係するコンプライアンスリスクの重点については、本指南第3章を参考とすることができる。

#### 第20条 リスク評価

経営者は、独占禁止法関連規定により、コンプライアンスリスクの出所、発生の可能性及び結果の重大性等を分析及び評価し、かつ、コンプライアンスリスクに対して等級分けを行うことができる。

経営者は、実情に基づき、自身のニーズに適合するコンプライアンスリスク評価の方法及び標準を確立することができる。

#### 第21条 リスク注意喚起

経営者は、異なる役職、等級及び業務範囲の従業員が直面する異なるコンプライアンスリスクに基づき、従業員に対しリスク計測・評価及びリスク注意喚起業務を展開して、リスク抑制の的確性及び有効性を高め、従業員の違法リスクを低減させることができる。

#### 第22条 リスク対処

リスク対処メカニズムを確立して健全化し、識別、提示及び評価した各種コンプライアンスリスクに対して適切な制御及び対応措置を講ずることを経営者に奨励する。

経営者は、コンプライアンスリスクが既に発生していることに気付いた場合、又は独占禁止法執行機構が既に立件し、かつ、調査手続を発動した場合には、関連行為の実施を直ちに停止し、自ら進んで独占禁止法執行機構に報告し、かつ、独占禁止法執行機構と連携することができる。

### 第5章 コンプライアンス管理保障

#### 第23条 コンプライアンス賞罰

従業員の反独占コンプライアンス行為に対する考課及び賞罰メカニズムを確立して健全化し、反独占コンプライアンス考課の結果を従業員及びその所属部門の業績考課の重要な根拠とし、違反行為に対して処罰を行い、従業員による独占禁止法関連規定遵守のインセン

ティブを高めることを経営者に奨励する。

#### 第24条 内部通報

経営者は、適当な形式を採用して内部の反独占コンプライアンス通報ポリシーを明確にし、かつ、通報者の情報について秘密を保持し、及び従業員の通報行為を理由として当該従業員に不利となるいかなる措置も講じないことを約束することができる。

#### 第25条 情報化の構築

コンプライアンス管理に係る情報化の構築を強化し、情報化手段を通じて管理フローを最適化し、ビッグデータ等のツールを法により運用し、経営管理行為のコンプライアンス状況に対する監視制御及び分析を強化することを経営者に奨励する。

#### 第26条 コンプライアンスチームの構築

専門化され質の高いコンプライアンス管理チームを確立し、業務の規模、コンプライアンスリスクレベル等の要素に基づいてコンプライアンス管理者を配備し、チームの能力水準を引き上げることを経営者に奨励する。

#### 第27条 コンプライアンス研修

経営者は、教育研修の強化等の方式を通じて、有効な資源を投入し、従業員が独占禁止法関連規定を把握し、かつ、遵守するようサポート及び監督・指導し、従業員の反独占コンプライアンス意識を強めることができる。

### 第6章 附則

#### 第28条 指南の効力

本指南は、経営者の反独占コンプライアンスに対して一般的な指針を作成したに過ぎず、強制性を有するものではない。反独占コンプライアンスについて法律法規に別段の専門規定がある場合には、その規定に従う。

#### 第29条 参考制定

業界協会は、本指南を参考として当該業界のコンプライアンス管理制度を制定することができる。

ネットワークプラットフォーム経営者は、本指南を参考として当該プラットフォーム内の経営者コンプライアンス管理制度を制定することができる。

#### 第30条 指南の解釈

本指南は、国務院反独占委員会が解釈し、発布の日から施行する。

(法令原文名称：经营者反垄断合规指南)